

## 第2部 遠野市景観形成ガイドライン

－ 遠野市景観計画の当面の進め方 －





## 第1章 景観形成ガイドラインの位置づけ

### 1 景観形成ガイドラインの位置づけ

遠野市の景観形成の基本方針は、遠野市の基本理念である「遠野スタイル」に依拠した「永遠の日本のふるさと遠野」の実現にあり、市民の主体性と、市のゆるやかな政策誘導による良好な景観の保全、継承に資することを本旨としている。

本景観形成ガイドラインは、遠野市景観計画マスタープランの考え方に基づき、実効力ある景観計画の運用に資するものであり、また当面する市民協働による景観形成の取組方針を示すものとなる。

従って、本ガイドラインは、当市の景観政策及び市民の景観ニーズの高まりとともに、発展・見直しを加えるものとなる。

### 2 景観形成ガイドラインの内容と考え方

景観形成ガイドラインは、景観形成指針と景観形成基準により定めるものとする。

「指針」は、遠野市固有の景観及び景観を構成する景観要素を保全・形成するうえで、望ましい姿を示すものであり、景観形成上の目標とする。

また、「基準」は特定の景観及び景観を構成する景観要素を保全・継承するための必要最低限の基準であり、開発や建設を行う場合に必ず遵守すべき規制とする。

ガイドラインで定める、指針及び基準については、今後の景観政策の進展、市民ニーズの高まりに応じ、無理のない自然な形での積み上げにより醸成されるべきものである。

また、景観政策の醸成により特定された景観資源は、将来にわたる市民の財産であることから、景観を疎外する行為に対する毅然とした対応も、視野に入れておく必要がある。

#### 〔景観形成ガイドラインの内容〕

- 景観指針 … 景観形成上の目標
- 景観基準 … 景観形成上の規制

### 3 市民と行政の役割

景観法に基づき行政、市民、事業者の責務については、下記のとおりとする。

- (1) 遠野市 良好な景観の形成に関し、市内の自然的社会的諸条件に応じた施策の策定及び実施
- (2) 市民 自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たし、市の施策へ協力する
- (3) 事業者 事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努め、市の施策への協力する

### 4 景観ガイドライン調整の視点

下記の景観計画マスタープランに従い、下記によりガイドラインを策定するものとする。

- ① 「永遠の日本のふるさと遠野」の具現化 → 景観資源を継承する
- ② 景観法に基づく、実効力ある景観計画の策定 → 景観を守り形成する
- ③ 特徴的な文化的景観価値の顕在化及び保全活用 → 景観の価値を高める

## 第2章 景観資源を継承する — 遠野遺産認定制度による景観資源の特定と保全 —

### 1 遠野遺産認定制度

#### (1) 目的

当市の将来像に掲げる『永遠の日本のふるさと遠野』を実現するためには、景観法に基づく景観計画のみならず、良好な景観を構成する遠野固有の地域資源を特定し、これを保全する仕組みづくりが必要である。

こうした考え方から、市内にある遠野の魅力的な自然、文化、歴史を特徴付けるものの中から、市民が残していきたいと思うものを“遠野遺産”として認定し、日本のふるさととしての魅力を改めて再認識するとともに、これを地域資源(景観要素)として将来に受け継ぐ仕組みづくりが本制度の目的となる。

また本制度により特定された地域資源(景観要素)と保全の仕組みを蓄積し、景観形成ガイドラインに必要な指針若しくは基準を順次設けるものとし、当市の景観政策の醸成に資する基本施策と置くものとする。

#### (2) 遠野遺産の定義

##### ア 定義と対象

遠野を特徴付ける“遠野らしいもの”で、市民が認める次世代に残していきたい全てのものを対象とする。(建造物・史跡・名所・芸能・風習・食文化・自然・風景など)

##### イ 認定基準

市民から推薦されたものの中から、以下の観点から市民の代表で組織する「遠野遺産認定委員会(仮称)」が調査を行い、その結果に基づいて市長が認定する。

##### 〔認定基準〕

- ①「遠野らしさ」—遠野を特徴付ける将来に残す価値のあるもの(地域資源としての認知)
- ②「保全活動」—地域住民等の活動により保全されているもの、または、今後保全しようとしているもの。(保全の仕組み)
- ③「活用」—地域住民等により地域振興のために活用される見込みのあるもの、または保全活動により景観の重要な要素となることが期待されるもの(活用の仕組み)



建造物



史跡



名所



芸能



風習



食文化



自然



風景

### (3) 制度の概要

#### ア 内容と特徴

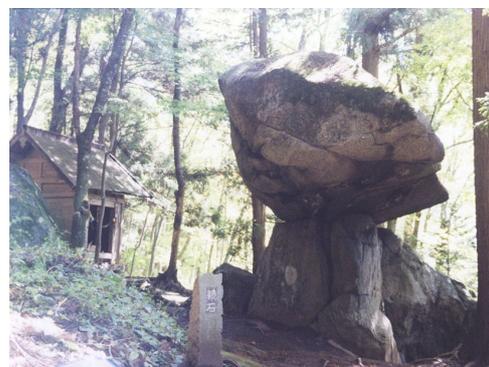
本指定制度は、遠野市が明確な意思を持ちながら、遠野市の地域資源を特定し、市民協働の仕組みづくりにより、特定された地域資源を次代に引き継ごうとするものとなる。

#### 〔遠野市の役割〕

- ① 地域遺産認定制度を構築し、遠野市として時代に受けづく地域遺産を特定する。
- ② 地域遺産の認定
- ③ 認定した地域遺産を体系化し、市内外に情報を発信する。
- ④ 必要に応じて、地域の保全活動を支援する。

#### 〔市民の役割〕

- ① 地域遺産の提案
- ② 地域遺産の保全
- ③ 認定された地域遺産の所有者の変更若しくは形状を変更する場合の市への届出  
(届出以外の規制は行わないが、必要に応じて協議を行うものとする。)
- ④ 地域遺産の活用



### 第3章 景観を守り継承する ー遠野市景観形成指針 ー

#### 1 景観形成に伴う届出を要する行為

景観を守り形成するためには、景観変更に関する事前の行為の届出を定め、必要な規制を講ずる必要がある。

しかしながら、本ガイドラインは、ゆるやかな指針による政策誘導と市民の環境ニーズの高まりから、今後の景観形成にかかる具体的な規制等を検討することを考え方の基本に据えている。

こうした考え方から、当面の間、県のこれまでの景観施策との整合性の確保を目的とする必要最小限の行為の基準〔岩手の景観と創造に関する条例(平成5年岩手県条例第35号)第16条の規定に定める大規模建築等行為の規定〕を準用し、本ガイドラインに定めるものとする。

#### ■届出を要する行為（大規模建築等行為）

行為		届出の対象	
建築物	新築、増築、改築、移転、撤去又は外観の変更	高さ13m又は延べ面積3,000㎡を超えるもの	
工作物	新築、増築、改築、移転、撤去又は外観の変更	煙突、排気塔、鉄柱、高架水槽、物見塔、観覧車等遊戯施設、コンクリートプラント等製造施設、石油・ガス等貯蔵施設、汚物・ごみ処理施設、立体駐車場、彫像、記念碑等	高さ13m(工作物が建築物と一体となって設置させる場合において、地盤面から工作物の上端までの高さが13mを超えるときは5m)又は築造面積1,000㎡を超えるもの
		広告塔、広告板等	高さ13m(工作物が建築物と一体となって設置させる場合において、地盤面から工作物の上端までの高さが13mを超えるときは5m)又は表示面積25㎡を超えるもの
		擁壁、さく、塀等	高さ5mを超えるもの
		電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系(その支持物を含む。)	高さ20m(電線路、線路又は空中線系に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該支持物の上端までの高さが20mを超えるときは10m)を超えるもの
屋外における物の集積又は貯蔵	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの		
鉱物の掘採又は土石の採取 土地の形質の変更	土地の面積が10,000㎡(都市計画区域においては3,000㎡)を超えるもの又は高さ5mかつ長さ10mを超えるのり面又は擁壁を生じるもの		

## ■届出を不要とする行為

- 非常災害のために必要な応急処置として行う行為
- 仮設の建築物、工作物で存続期間が1年以内のもの
- 90日を超えて継続しない物の集積又は貯蔵
- 外部から見通すことのできない場所での物の集積又は貯蔵
- 鉱物の掘採又は土石の採取で、農地又は河川で行われるもの
- 法令（文化財保護法、自然公園法、自然環境保全法、風致地区内の建築等の規制に関する条例、屋外広告物条例等）に基づいて許可、認可、届出等を要する行為のうち、景観形成に支障を及ぼすおそれのないもの
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 地盤面下又は水面下における行為
- 農業、林業又は漁業を営むために行う物の集積若しくは貯蔵又は土地の形質の変更（宅地の造成、土地の開墾又は水面の埋立て若しくは干拓を除く。）
- 専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の新築等
- 公共団体が行う公共事業等



■大規模建築等行為の景観形成指針

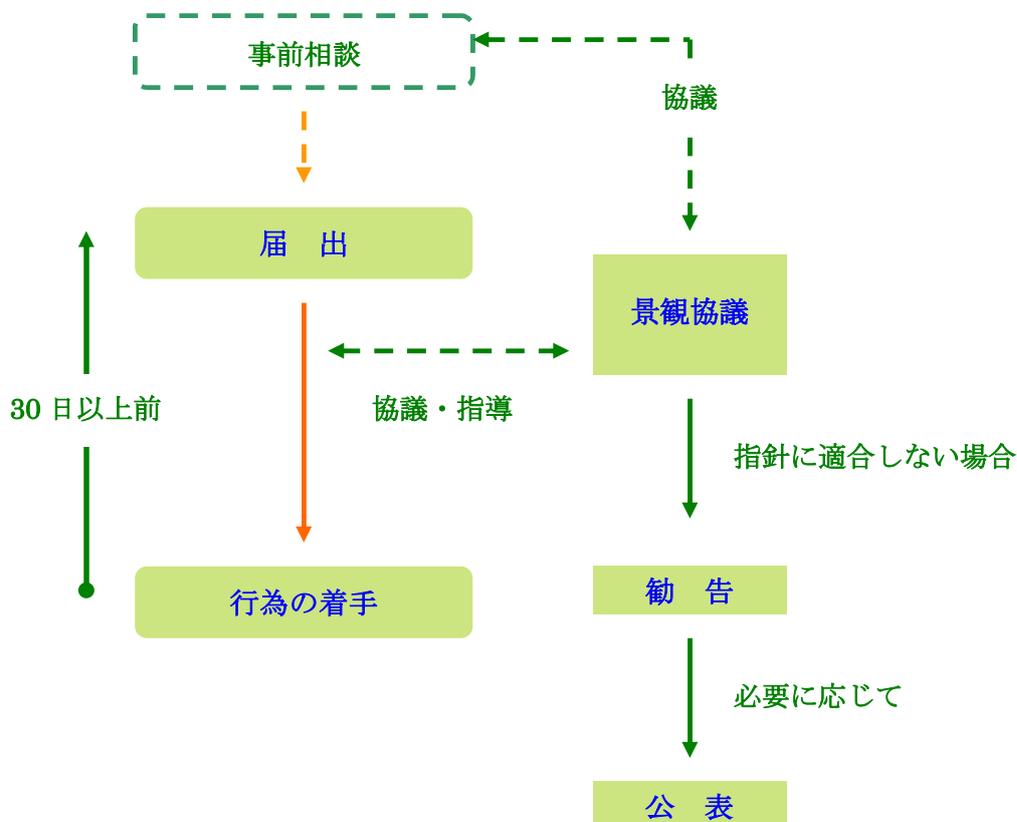
区分		基準
共通事項		行為地において、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）第23条第1項に規定する市町村景観形成基本方針その他これに類する計画、基準等が定められている場合は、その内容に配慮すること。
建築物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更	位置及び規模	(1)地域の主要な眺望点からの眺望を妨げないよう建築物の位置及び規模に配慮すること。 (2)山稜近傍地においては、稜線を保全するよう建築物の位置及び規模に配慮すること。 (3)道路等の公共空間に接する部分について、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するよう建築物の位置及び規模に配慮すること。
	形態及び意匠	(1)建築物全体として、まとまりのある形態及び意匠とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 (2)建築物の外壁全体が調和のとれた形態及び意匠とするよう配慮すること。 (3)道路等の公共空間に接する部分について、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するよう建築物の形態及び意匠に配慮すること。
	色彩	建築物の色彩は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
	素材	建築物の外壁に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
	敷地	(1)敷地内はできる限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 (2)敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、できる限り緑化等により修景し、町並みや隣接する敷地との不調和が生じないよう配慮すること。
	その他	(1)建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材とするよう配慮すること。 (2)建築物の撤去後の跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。
工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更	位置及び規模	(1)地域の主要な眺望点からの眺望を妨げないよう工作物の位置及び規模に配慮すること。 (2)山りょう近傍地においては、稜線を保全するよう工作物の位置及び規模に配慮すること。 (3)道路等の公共空間に接する部分について、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するよう工作物の位置及び規模に配慮すること。
	形態及び意匠	周辺の景観と調和のとれた形態及び意匠とするよう配慮すること。
	色彩	工作物の色彩は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
	素材	工作物の外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
	敷地	敷地内はできる限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。
	その他	(1)単体としての広告物及び工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材とするよう配慮すること。 (2)工作物の撤去後の跡地は、周辺の景観と不調和が生じないように配慮すること。

■大規模建築等行為の景観形成指針（つづき）

区分		基準
屋外における物の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	(1) 整然とした物の集積又は貯蔵により、周辺の景観と不調和が生じないように配慮すること。 (2) 道路等の公共空間に接する敷地境界から、できる限り離れた位置に物を集積し、又は貯蔵するよう配慮すること。
	遮へい	物の集積又は貯蔵の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに配慮すること。
鉱物の掘採又は土石の採取	遮へい	鉱物の掘採又は土石の採取の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに配慮すること。
	掘採又は採取の後の措置	鉱物の掘採又は土石の採取の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮すること。
土地の形質の変更	形状及び緑化	(1) できる限り現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないように配慮すること。 (2) のり面はできる限り緑化が可能なよう配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮すること。

2 景観形成に伴う届出の手続き

届出の出続きについては、下記により行うものとし、手続きに必要な事項は条例等で定めるものとする。また可能な限り、届出行為以前に事前協議を踏まえるものとし、指針に適合しない場合は、勧告、勧告後の協議に応じない場合は、公表を行うものとする。



## 2 景観形成ガイドライン — 良好な景観の誘導方針 —

遠望らしい景観形成を図るためには、土地利用などの現況を踏まえた上で地域の特性に応じたきめ細やかな景観誘導を図る必要がある。そのため、景観計画区域を3つの領域に分け、さらに景観的な特徴ごとに7つ地域（エリア）を設定し、それぞれ行為に係る景観形成基準を設定し、良好な景観の誘導を今後検討するものとする。

### (1) 自然景観領域

#### 1) 建築物

項目	指針
位置及び規模	・ 周辺景観に整合した高さの設定 ・ 稜線への配慮
形態及び意匠	・ 山稜や樹林の形態との調和を図るための屋根の形状への配慮
色彩	・ 彩度を抑えた周辺景観への配慮
素材	・ 木材などの自然の素材の活用
緑化	・ 敷地周囲の緑化

#### 2) 工作物

項目	指針
位置及び規模	・ 周辺景観に整合した高さの設定 ・ 稜線への配慮
形態及び意匠	—
色彩	・ 彩度を抑えた周辺景観への配慮
素材	・ 耐久性、耐色性、耐候性の考慮

### (2) 農村景観領域

#### ○ 観光地周辺地域

#### 1) 建築物

項目	指針
位置及び規模	・ 周辺景観に配慮した高さや敷地規模の設定 ・ 稜線を遮らない配慮
形態及び意匠	・ 建築物形状の周辺景観との調和（屋根形状、壁面など） ・ 建築設備の目隠し
色彩	・ 彩度を抑えた周辺景観への配慮
素材	・ 木材などの自然の素材の活用 ・ 反射性の素材などの景観を損ねる素材使用の禁止
緑化	・ 敷地周囲の緑化

#### 2) 工作物

項目	指針
位置及び規模	・ 周辺景観に配慮した高さの設定 ・ 稜線を遮らない配慮
形態及び意匠	・ 周辺景観との調和
色彩	・ 彩度を抑えた周辺景観への配慮
素材	・ 耐久性、耐色性、耐候性の考慮

## ○農村集落地域

### 1) 建築物

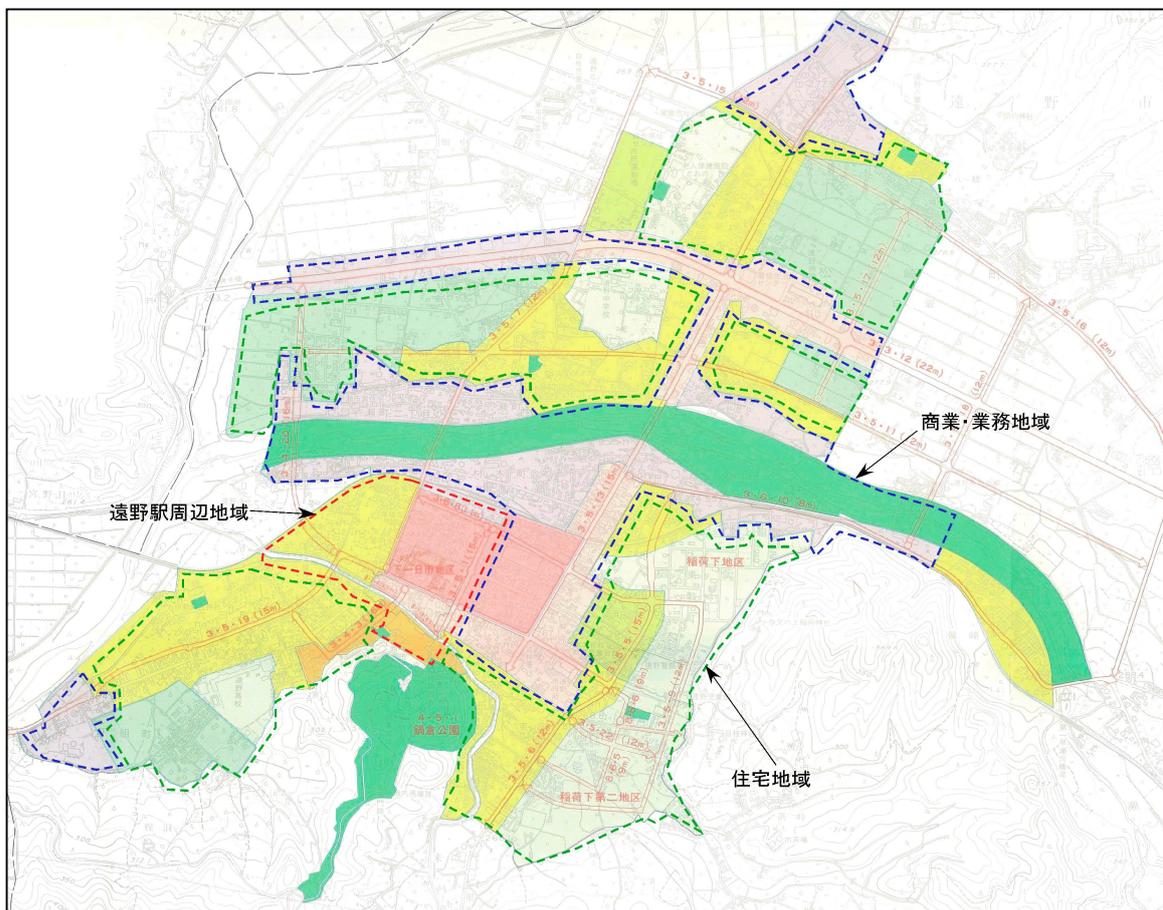
項目	指針
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した高さや敷地規模の設定</li> <li>・ 稜線を遮らない配慮</li> </ul>
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統的な建築様式（屋根形状など）の活用</li> <li>・ 建築設備の目隠し</li> <li>・ 反射性の素材などの景観を損ねる素材使用の自粛</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彩度を抑えた周辺景観への配慮</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材などの自然の素材の活用</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地周囲の緑化</li> <li>・ 樹木の保全</li> </ul>

### 2) 工作物

項目	指針
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した高さの設定</li> <li>・ 稜線を遮らない配慮</li> </ul>
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観との調和</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彩度を抑えた周辺景観への配慮</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐久性、耐色性、耐候性の考慮</li> </ul>

## (3) 都市景観領域

### ■ 遠野駅を中心とした都市景観領域における地域区分図



## ○遠野駅周辺地域

### 1) 建築物

項目	指針
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した高さや敷地規模の設定</li> <li>・ 周辺景観に配慮した壁面位置</li> </ul>
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統的な建築様式（屋根形状、壁面など）の活用</li> <li>・ 建築設備の目隠し</li> <li>・ 反射性の素材などの景観を損ねる素材使用の自粛</li> <li>・ 建築物の連続性の確保</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した使用する色彩の配慮</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材などの自然の素材の活用</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地周囲の緑化</li> <li>・ 樹木の保全</li> </ul>

### 2) 工作物

項目	指針
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した高さ、大きさの設定</li> </ul>
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観との調和</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した使用する色彩の配慮</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐久性、耐色性、耐候性の考慮</li> </ul>

## ○その他の商業・業務地域

### 1) 建築物

項目	指針
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した高さや敷地規模の設定</li> </ul>
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した屋根形状、壁面などの建築形態</li> <li>・ 建築設備の目隠し</li> <li>・ 反射性の素材などの景観を損ねる素材使用の自粛</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彩度を抑えた周辺景観への配慮</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐久性、耐色性、耐候性の考慮</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地周囲の緑化</li> <li>・ 樹木の保全</li> </ul>

### 2) 工作物

項目	指針
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した高さ、大きさの設定</li> </ul>
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観との調和</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した使用する色彩の配慮</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐久性、耐色性、耐候性の考慮</li> </ul>

## ○住宅地域

### 1) 建築物

項目	指針
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した高さや敷地規模の設定</li> <li>・ 周辺景観に配慮した壁面位置</li> </ul>
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統的な建築様式（屋根形状、壁面など）の活用</li> <li>・ 建築設備の目隠し</li> <li>・ 反射性の素材などの景観を損ねる素材使用の禁止</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彩度を抑えた周辺景観への配慮</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材などの自然の素材の活用</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地周囲の緑化</li> <li>・ 樹木の保全</li> </ul>

### 2) 工作物

項目	指針
位置及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した高さ、大きさの設定</li> </ul>
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観との調和</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に配慮した使用する色彩の配慮</li> </ul>
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐久性、耐色性、耐候性の考慮</li> </ul>



## 第4章 景観の価値を高める ― 重要文化的景観の取り組みと景観地区の指定 ―

### 1 重要文化的景観の取り組み

文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国の国民の生活又は生業の理解に欠くことのできないもの(文化財保護法第2条第1項第5号)」と規定されている。

遠野市の文化的景観は、遠野盆地という独自の地理的条件と、厳しい気候の中で、遠野の先人達が日常の生業のなかで培った独自の産業や文化による景観資源が継承されているものと思料される。

こうした遠野市に内包される景観を、重要文化的景観とし再評価することにより、景観の価値を高め、当市の存在感の伸張、市民が誇りを持てる当市の魅力の顕在化、地域の活性化に資するとともに、市民・国民共通の財産として将来にわたり保全することを目的に取り組むものとする。

### 2 重要文化的景観の名称

重要文化的景観の取り組みに際し、当市の場合は1つの区域に限定されないこと、当市の将来像が『永遠の日本のふるさと遠野』であることに鑑み名称を下記のとおりとする。

**名称：重要文化的景観『遠野』**

### 3 重要文化的景観候補地の選定

#### (1) 文化的景観選定の背景と目的

遠野市が平成18年3月に策定した「遠野物語の景観保存調査事業報告書」は、「永遠の日本のふるさと」を都市の将来像とする遠野市の文化的景観の保全施策を確立し、当市の特徴を踏まえた、優れた文化的景観を地域資産としてその価値を顕在化させるとともに、観光の振興、交流及び定住人口の増加、新たな活力の創出の一助とすることを標榜するものとなっている。

また、同報告書は、「遠野物語」及び歴史的背景のもとに形成された生活・生業にかかわる景観のうち、将来に守り伝えるべき景観を選定し、景観のもつ文化的価値を顕在化するとともに、その景観保全と活用を図っていくための基礎資料を取りまとめ、将来的な国の重要文化的景観選定に資することをその調査目的に据えている。

#### 〔調査目的〕

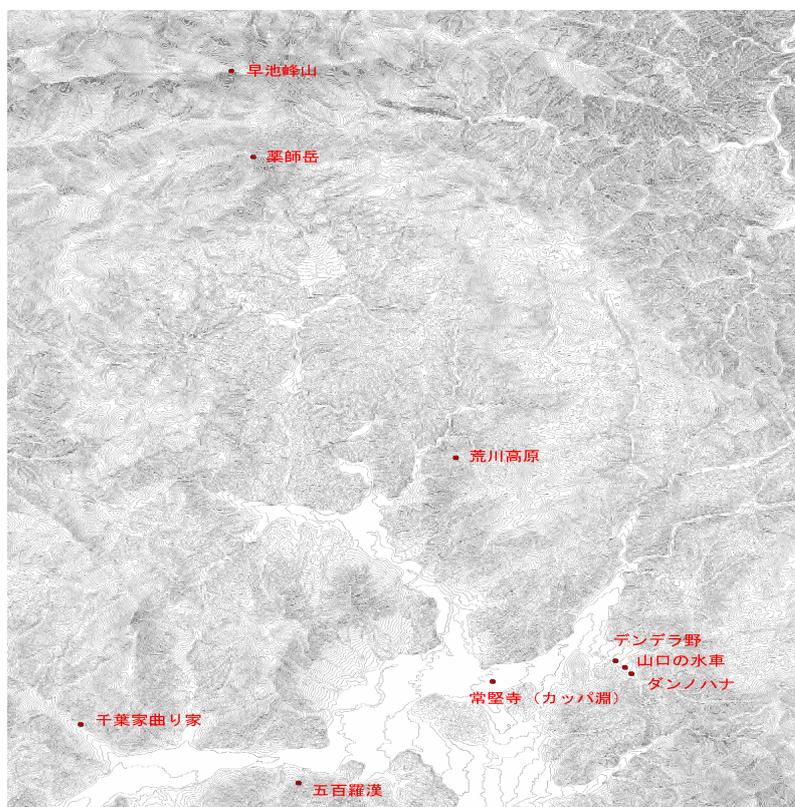
- ①優れた文化的景観を地域資産として活かすことにより、観光の振興、交流及び定住人口の増加、新たな活力の創出の一助とする。
- ②景観のもつ文化的価値を顕在化するとともに、その景観保全と活用を図っていくための基礎資料を取りまとめ、将来的な国の重要文化財的景観選定に資する。



## (2) 遠野物語の景観保存調査事業の調査結果

同報告書は、遠野物語に見る遠野独特の景観要素の有機的なつながりに注目しながら、景観の観点から求めた価値と遠野物語の観点から求めた価値を総合的に評価し、文化的景観の候補地を下記のとおり選定している。

文化的景観として リストアップした景観要素	文化的景観候補地	文化的景観としての特質
荒川高原（荒川高原牧場）	荒川高原	遠野の文化にかかわる生物の生息地
稲荷穴、大洞カルスト	—	日本を代表するカルスト地形
山口地区（山口の水車） ダンノハナとデンドラ野、と おの昔話村	土淵町山口（山口の水車・ダンノハナ・デンドラ野）	遠野物語の発祥の地（遠野の農村集落、習俗、伝承、民話等の固有文化）
早池峰神社、岩龍神社、福泉寺、常堅寺（カッパ淵）、続石、五百羅漢、卯子酉様	常堅寺（カッパ淵） 五百羅漢	遠野の信仰と石碑
たかむろ水光園、千葉家曲り家、ふるさと村	千葉家曲り家	遠野の茅葺き建築
早池峰山と薬師岳、六角牛山、猿ヶ石川	早池峰山と薬師岳	遠野盆地と水系
宮守川橋梁	—	芸術的文化的産業遺産



#### 4 荒川高原の重要文化的景観地区指定

##### (1) モデル事業としての先導的景観誘導

景観計画の基本理念に基づき、モデル事例による先導的景観誘導として、荒川高原を重要文化的景観地区に指定し将来にわたり保全するものとし、重要文化的景観として文化庁に対し申出を行うものとする。

**重要文化的景観地区：荒川高原**

##### (2) 選定事由

遠野市総合計画前期基本計画の具体化に資する主要プロジェクトの一つである「馬事振興プロジェクト」に連動した取り組みを展開することとし、遠野固有の馬事文化と自然景観の複合的景観として、荒川高原を申出するものとする。

###### 〔目的〕

- ① 馬事文化の継承と資源化
- ② 畜産・馬事産業の振興
- ③ 馬事産業という生業と北上高地独特の風土体系により培われてきた文化的景観の保全・継承

##### (3) 重要文化的景観地区指定の時期

土地の所有者、管理者の合意を前提とし、モデル事業としてできるだけ早い時期に指定するものとする。

##### (4) 保全の仕組み

シバ草地が地域の主体となっているが、人工草地化が進行してきており、水源涵養機能、土砂流出防止機能などの低下が懸念され、高原部の土地利用は、生態系に大きな影響を与えるため、生態系に配慮した土地利用計画を施す必要があり、良好な景観を形成する樹木や希少動植物等の保全・保護に資する必要がある。

また、複合景観としての要素となっている畜産振興においては、必要な土壌改良等により草地の維持・管理、周辺の景観に配慮した牧策等の工作物の保全等に努める必要がある。

こうした考え方がら、下記により景観形成に係る基準を定めるとともに、実効力ある保存計画の策定に資するものとする。

##### (荒川高原景観形成基準)

必要な規制は保存計画及び景観条例等でこれを定めるものとする。

## 5 荒川高原の概要

### 【変遷】

荒川高原では、戦前の軍馬生産が盛んだった以前から、自然草地を利用して牛の放牧がおこなわれてきた。荒川高原が畜産と観光の新天地として一躍有名になったのは、やはり昭和40年に荒川産業道道路できてからのことである。

荒川産業道路の建設が計画されたのは、34年に決定した遠野市建設計画の一部としてであった。この遠野市建設計画は十年にわたる長期計画で、34年から38年までの前期五ヵ年計画と、39年から43年までの後期五ヵ年計画からなっていた。

遠野市建設後期五ヵ年計画によれば、荒川産業道路は、40年から42年までの継続事業として、2000万円を投じて新設することになっていた。新設道路の起点は長瀨橋で、そこから松崎牧野にはいり、一ツ石山から川井村小国沿いに進み、早池峰山の登山中継地点である小田越に至る、延長20kmの工事計画であった。

産業道路の完成、ならびにその後年々実施した関連林道の改良によって、畜産・林業・観光の名分野における荒川高原の開発が、文字どおり急ピッチで進展することになった。遠野市農業協同組合は、42年から45年までの四年間に、事業費総額約3000万円を投じて、人工草地150ha、牧柵20kmを設け、広々とし九草地に約千頭の肉牛を放牧するまでにこぎつけた。そうして、早池峰山麓にひろがる県下有数の放牧地が誕生した。

### 【選定基準】

「遠野市固有の伝統的産業及び生活と密接に関わり、独特の土地利用の典型的な形態を顕著に示している。」「遠野市の歴史及び文化と密接に関わり、固有の風土的特色を顕著に示している。」「これらが複合することにより、地域的特色を顕著に示している。」に該当する。

### 【選定理由】

荒川高原は、シャクナゲ群落、附馬牛町猿ヶ石川支流荒川、溪流を包括する高原として遠野を代表する雄大な自然景観をなしており、貴重種の存在も確認され、多様な生物環境をつくり出している。また、火入れ、放牧のためにブナ林が破壊されシバ草原となり、広大に高原状に広がる点に北上山地らしさがみられ荒川高原の特徴になっている。北上山地において数少ない湿原の草本、低木などの植生と動物相の希少性、河川湿原を生成する溪流と地形など貴重な地域特性が評価されている。高原として遠野盆地、市街地からの眺望のみならず、荒川高原から早池峰山を望む眺望景観が評価されており視点場としての価値も高い。荒川高原の夜に発生する霧は遠野物語に登場するマヨヒガの一場面を彷彿させる。

### 【現状】

遠野市附馬牛町の荒川高原は、同町上柳のバス停留所から荒川溪流に沿って約10kmさかのぼったところにある。そこは北上山系の主峰、標高1914mの早池峰山から南東にのびる峰続きになっていて、中心は標高1059の一ツ石山である。あたり一帯がなだらかな波を打って南方に展開する広々とした高原で、2000haあまりが放牧地になっている。

一方、市街地から車で約一時間で荒川高原に行けるようになり、年を追うごとに観光客が増加した。このため、市では観光施設の整備をはかり、44年に、一ツ石山頂から100mほど下の草原にキャンプ場をつくり、ファイヤーサークルや沢水を利用した炊事場、レンガ造りのかまど、コンクリート造りのトイレなどを設置した。同時に「荒川溪流」「長瀨の滝」「一ツ石山頂」「のぞみの平」「野分が原」「マダの奇木」などの標柱や、キャンプ場の立看板などを掲げた。また45年には展望台を建設するとともに、市と観光協会が共催して第一回の「荒川高原まつり」を開催し、市民総参加で荒川高原の観光開発を進める姿勢を示した。

# 荒川高原の景観資源



【高原内の道路景観①】 景観領域区分図



【牛の放牧風景】

早池峰山と薬師岳



【馬の放牧風景】



【荒川高原から望む早池峰山】



【高原内の道路景観②】



【荒川高原全景(眺望①)】



【景観木(しなの木)】

## 第5章 当面の進め方

### 1 景観計画の推進手法

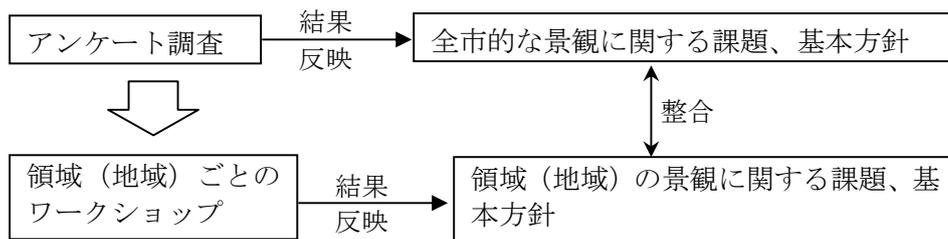
#### ① 景観計画の共有

景観計画を広く市民に周知し、景観形成目標等を共有するものとする。

#### ② 景観計画推進に関する市民の合意形成手法の確立

景観策定にあたっては市民意見を十分に踏まえることが必要であることから、アンケートやワークショップ、パブリックコメントなど必要に応じ、多様な手法を組み合わせ合意形成に努めるものとする。

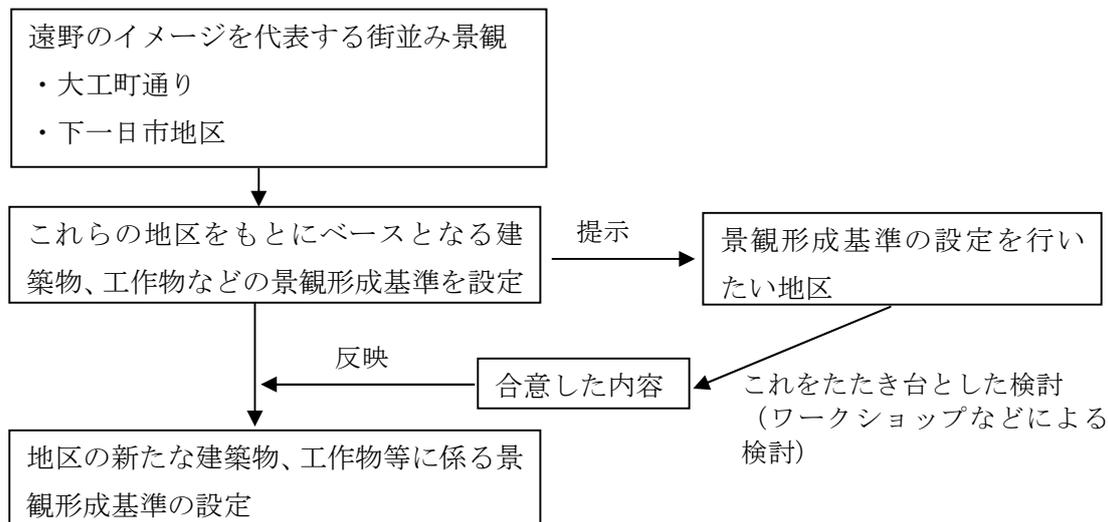
##### ■ 景観計画に係る市民合意形成のプロセス（案）



#### ③ 行為の制限に関する基準の明確化と合意形成

特に、景観計画推進に際し、重要な事項となる行為の制限に関わり、景観区域の明確な基準と線引が必要であり、また領域ごとの景観基準については、迷うことのないよう明確化するとともに、住民の理解と合意形成が必要となる。市民合意のプロセスは下記の通りとなるが、モデル的に大工町通りと下一日市地区の景観協定をモデル事例として取り組むものとする。

##### ■ 今後の行為の制限に関する市民合意形成のプロセス



## 2 景観重要建造物・景観重要樹木の誘導方針

### ① 景観重要建造物の考え方

以下に示す方針に基づく建造物を景観重要建造物として指定を検討する。

- ・ 遠野の歴史・文化を感じさせ、市民の精神や生活と密接な関係にある建造物
- ・ 地域の景観形成上、重要な位置にある建造物
- ・ 道路などの公共の場所から、所有者だけでなく誰もが容易に望見できる建造物

### ② 景観重要樹木の考え方

以下に示す方針に基づく樹木を景観重要樹木として指定を検討する。

- ・ 地域の象徴、シンボルとなる樹木
- ・ 遠野を感じさせる建造物と一体となり良好な景観を形成する樹木
- ・ 樹高があり樹勢がよく、地域の景観形成上、重要な位置にある樹木
- ・ 道路などの公共の場所から、所有者だけでなく誰もが容易に望見できる樹木

### ③ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

景観重要建造物・景観重要樹木の指定については、文化財とは異なり、「良好な景観を守るために必要」という価値判断の基に指定するものである。

しかし、対象としては国が文化財保護法に基づく指定以外の、県や市が県文化財保護条例や市条例に基づき指定されているものも指定可能なため、下記に示す県指定文化財、市指定文化財の中から指定することもできる。

また、県市文化財以外にも、趣のある佇まいの残る「達曽部の集落」や「上宮守の家並み」「小友の家並み」「桐町の家並み」の中から、景観上重要な建造物などを指定することが想定される。

#### ■ [参考：文化財指定状況]

##### 県指定文化財

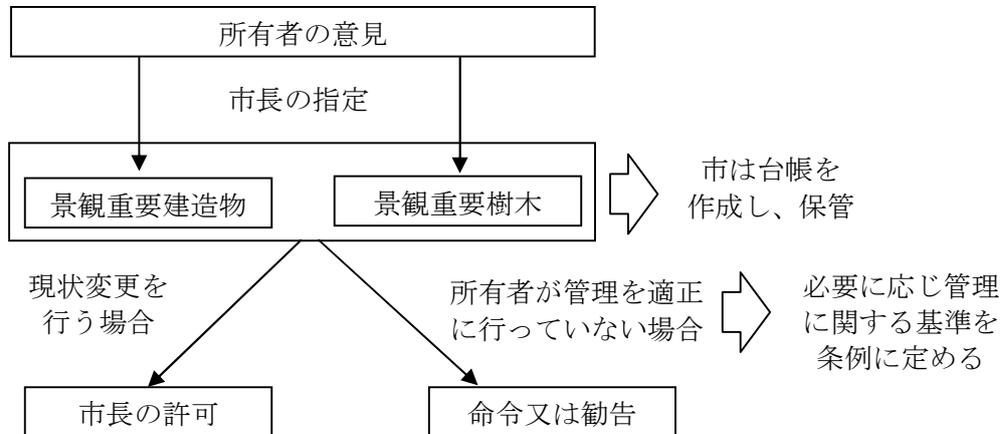
建造物	山谷観音堂、鞍迫観音堂
天然記念物	遠野のモリオカシダレ、青笹のイブキ、早池峰神社の夫婦イチイ

##### 市指定文化財

建造物	瑞応院本堂、五輪塔、早池峰神社神門、早池峰神社、平倉観音堂、早池峰神社の中門、千葉家住宅及び附帯建造物
天然記念物	田屋の大杉、ナラガシワ、長泉寺かやの木、善明寺のイチイ、御止の藤、イヌシデ、イヌザクラ、サワグルミ、千本カツラ、上禰宜のウッコ、元駒形神社の杉、又五郎ナシ、コナラ、アカマツ、爪喰稲荷境内の杉、晴山のイチョウ、クワ、シダレザクラ、カヤ、下関のエゾエノキ、室の木稲荷さんのウッコ、天王様のモミの木、土淵町大洞のヤマザクラ、サワラ、シダレグリ、白岩のエドヒガン・イヌザクラの寄木、曹源寺のアセビ、宮の目の畑蒔桜、大日山の桜、横田城跡のヒガンザクラ、横田城跡のヤマザクラ、附馬牛小学校の松並木、エドヒガンザクラ、常福院のサワラ、エドヒガンザクラ、大木稲荷のトチノキ、日枝神社のアカマツ、会下家の十王堂のカツラ、常福院のサワラ

また、景観重要建造物・景観重要樹木の指定に際するフローは下図に示すとおりで、管理について一定の基準を示す場合には、条例への位置づけが必要となる。

■ 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に際するフロー



3 屋外広告物の景観誘導方針

屋外広告物に関する行為の制限については、これまで県条例に基づく基準に準じた形での運用が想定される。

ただ、遠野らしい景観である大工町などの街並み景観、道路などから望見する田園景観を保全するために、これらの地域において、屋外広告物に関するより厳しい行為の制限を行うことも考えられる。その場合の景観計画での対応としては、エリアを設定し、建築物・工作物の行為の制限に加えて、屋外広告物の行為の制限を設けることとなる。その他、景観計画以外での対応としては、地区計画や景観地区の指定による行為の制限が想定される。

■ 屋外広告物の行為の制限に関する検討事項

項目（共通）	基準
位置、形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な視点場からの眺望を阻害する位置に設置しない。</li> <li>・ 原則として周辺の屋根の高さを超えないようにする。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彩度の高い色は極力使用しないものとする。</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物に設置するものについては、まとまりのある意匠とする。</li> </ul>
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 反射材は使用しないものとする。</li> <li>・ 耐久性、耐色性、耐候性を考慮したものとする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物への照明の設置はできる限り避ける。</li> </ul>

#### 4 景観重要公共施設の景観誘導方針

##### ① 景観重要道路

J R遠野駅前の通りや、協定により景観形成を図っている大工町通り、下一日市町通りは、本町のイメージを形成する重要な通りであり、また市街地内を散策するための回遊ルートとしても位置づけられていることから、これらの道路を景観重要道路として位置づけ、以下の方針に基づき整備を行う。

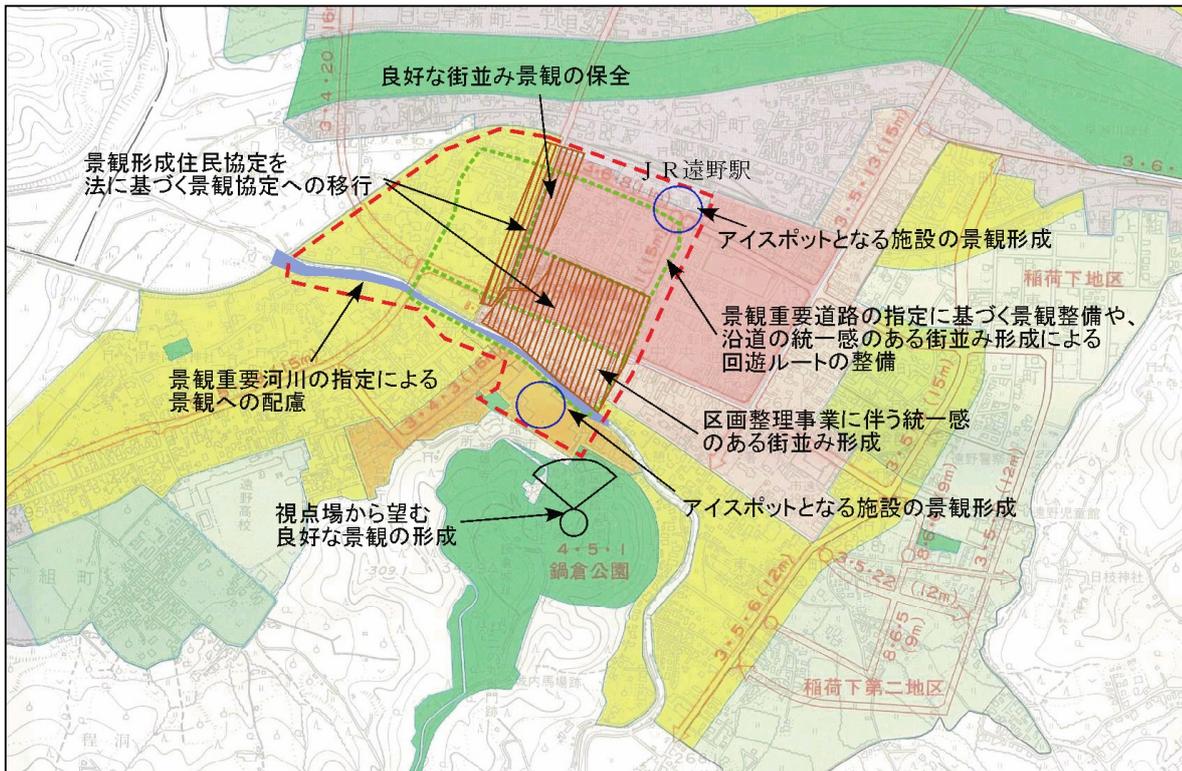
- ・良好な景観形成を図るため、電線類の地中化とともに、ストリートファニチャーや街路樹等の整備を進める。
  - ・交通安全施設、案内板、舗装などは沿道の街並みと調和したものとする。
- また、景観重要道路において工作物の占用等の許可基準については、以下のような内容について定めることが考えられる。
- ・案内板、街灯、公衆電話、ストリートファニチャー、自動販売機などの工作物等については、道路管理者の許可等を得るとともに、舗装や周辺環境との調和を図った形状、素材、色彩とする。

##### ② 景観重要河川

市街地内を流れ、古い石積みの護岸の残る来内川は、風情と潤いのある景観を形成する重要な要素であり、この河川を景観重要河川として位置づけ、以下の方針に基づき整備を行う。

- ・良好な景観形成を図るため、石積み護岸の保全を図るとともに、石積み護岸以外での整備については周辺環境との調和を図る。
- ・周辺整備に際しては、河川管理者の許可等を得るとともに、石積み護岸との調和のとれた形状とする。

#### ■ 遠野駅周辺地域での景観に関する取り組みイメージ



## 5 景観農業振興地域整備計画の検討方針

景観農業振興地域整備計画に関する基本的な事項は、以下のようになる。

### ① 対象とする区域

農用区域だけでなく、主要な視点場や道路など公共の場所から望見でき、集落や里山と一体的な、遠野を象徴する田園景観を形成する範囲を区域とする。

### ② 基本的な方針

- ・四季の移ろいを感じさせ、市民の日常生活や祭礼、伝統行事と一体的な景観を形成する農地については、適正な維持管理による保全を図る。
- ・水路、水車小屋、マンサード屋根の建物など、遠野を特徴づける農業関連施設については、活用しながら保全を図る。
- ・牧歌的な景観を形成する牧場については、景観の保全に努める。

## 6 その他の課題

### ① 届出、勧告事務などに対する行政の体制づくり

- ・景観計画に基づく建築物、工作物の届出制度等を運用するためには、建築確認事務との連携など効率的な行政事務処理の体制づくりが求められる。

### ② 行政支援の充実

- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定に際しては、その維持・保存等に関して所有者等への財政的な支援の充実が求められる。

### ③ 景観協定、景観地区制度等の運用

- ・大工町や下一日市地区では、既に地域住民が協定を結び主体的に街並み形成に取り組んでおり、これらの協定を法に基づく景観協定に移行させることにより、協定自体の法的位置づけが強まり将来にわたる効力の発揮が期待できることや、他地区に対する先進事例としてのアピール性が強まることから、実効力を高めて行く必要がある。
- ・景観地区については、きめ細かで拘束力ある規制・誘導を行ないうる手法であるが、法的拘束力が強まることから、現時点では上記協定地区において住民の理解が得られる段階で運用していくこととする。

### ④ 景観条例の制定

- ・今後、景観法制度を運用する中で、特定届出対象行為や適用除外行為を定める必要性が生じた時点などで、景観条例の制定を検討していく必要がある。

### ⑤ 協働の仕組みづくり

- ・景観形成を推進する上では、市民、事業者、行政による体系的な協働の仕組みづくりが求められる。例えば、明確な基準を持たない遠野住宅をより一層普及させていくためには、工務店などの事業者の意識醸成が重要であり、こうした担い手の育成を推進していく必要がある。
- ・また、人材育成の面では、子供の時から景観に関する関心を育てることが望まれるため、小・中学校の環境教育などからめながら景観について啓発していく必要がある。

7 当面の進め方

